

生駒市規則第 3 号

生駒市市民サービスコーナー規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 2 月 13 日

生駒市長 山下 真

生駒市市民サービスコーナー規則の一部を改正する規則

生駒市市民サービスコーナー規則（平成 8 年 10 月生駒市規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号イを次のように改める。

イ 祝日が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日
でない日

第 5 条第 1 項第 3 号イを次のように改める。

イ 祝日が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日
でない日

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。